

平成31年度農地中間管理事業活動方針

平成30年度は、農地中間管理事業（以降、機構事業という）の取組み開始5年目にあたることから、国として法附則の規定に沿い制度及び運用の全般に亘る見直しを行い、先般、制度改正の基本的な方向が示された。今後、通常国会での審議を経て改正法の成立がされる見通しであるが、平成31年度は、これまでの本県の取組み経過を踏まえつつもこの見直しの内容を織り込み対応を図ることが重要となる。

これらのことから、平成31年度の活動は、事業計画で定めた目標を枠組みに置きつつ、次に掲げる7つの活動方針を軸に取り組むこととする。とりわけ5年後見直しにおいて重視される①地域における話し合いの活性化、②手続きの簡素化、③円滑化事業との統合への対応の取組みについては優先的に位置づけ取り組むこととする。但し、当該方針は、今後、改正法の公布後の政省令等の詳細が明らかになる中で期中において弾力的な取り扱いを要することに留意する。

1. 地域における話し合いの活性化

人・農地プランの策定において基幹的な役割を果たす市町村や農業委員会・JA等と連携して、「人・農地プランの実質化」を働き掛ける。

プランの実質化とは、現況を把握して、その情報を基に地図を作成し、中心経営体（担い手）と地域農業の将来方針案をもとに活発な話し合いを行うことである。当機構では、当初から現況把握はすべての出発点として位置付けてきたが、今年度より地域の現状把握と構成員の話し合いが機構集積協力金の支給要件とされるため、着実に実質的なプランの策定を進めていく必要がある。このため農地の利用状況や農家の営農意向の実態把握と中心経営体への農地集積の将来方針を記載したプランの具体化と活発な話し合いに参画し支援する。

2. 手続きの新設、簡素化等への対応

改正法により手続きの簡素化及び円滑化事業との統合一体化の一環として借入・転貸の権利設定を配分計画によらず集積計画のみで一括して行うことができる手続きが創設される。これにより、手続きの簡素化と手続き期間の短縮につながるため、予め借り手の定まっている現在の契約は基本的にはこの集積計画によることとなる。

また、これまで貸付実務において障害となっていた所有者不明農地については、先の改正により同意を要する相続人等の範囲が絞り込まれそれに要する探索の手続きが簡素化された。併せて、市街化区域以外に事業実施区域の拡大がされ県内全市町村に業務が広がる。

県と連携してこれら新たに創設された手続きの周知を図るとともに、簡素な探索事例等を示して取組みを促す。

3. 農地利用集積円滑化事業との統合一体化への対応

本県は、円滑化事業の実績が多いところであるが、今回の改正により農地の貸付転貸の一括契約の創設と円滑化団体への配分計画案策定の委任、実施対象農地の拡大等の措置により、円滑化事業を廃止し、事業の統合一体化が図られる。この大きな制度改正に際して、円滑に移行が進むよう県・JAグループと連携して対応の考え方やスケジュール等を調整し対応する。

また、移行後において機構事業として適切な契約管理がされるようシステム環境や運営体制を整備する。

(1) 移行方式の理解促進とスケジュール調整

既設の円滑化事業は、法施行後順次、機構事業に移行することとなる。移行の方法は、1) 公告による一括継承、2) 満期終了に併せて切替、3) 期中に合意解約して切替 の3つの方法がある。

このうち、1) については、法施行後3年間の期限的な措置でありまた機構集積協力金の対象とならないことに特に留意を要する。それらの条件を適切に伝え、円滑化団体からの申告を通じて進めることとする。

(2) 業務委託契約の見直し

市町村から指定をうけた団体については、円滑化事業の枠組みに替えて配分計画案の作成ができる仕組みが設けられる。また、現在の契約内容は新規の貸付・転貸が主となっているが、契約保全管理、権利移転関係も含めて拡充が必要となる。配分計画の協定締結や業務委託契約の更新を図る。

(3) 機構事業システムの環境整備

効率的で迅速な入出力管理、契約データの照合や内部統制のとれた事務処理体制とするには、機構事業システムの整備が必要となる。他県域でのシステム活用状況等を比較検討し、誤謬の生じにくい効率的な事務処理体制の整備に向けて進める。

4. 土地改良事業と連携した取組みについて

先の土地改良法の改正により創設された土地改良事業（機構関連事業）については、県内で複数のケースで取組みが進んでいる。農家負担が伴わないこの事業への関心は高く今後も取組みが広がることが想定される。取組みには農地中間管理権の設定等が要件とされており、要件を満たし地域合意がされたところからこの事業に積極的に取り組むこととし、また、従前の基盤整備事業についても土地改良事業団体連合会等と連携して取り組むこととする。

5. これまで集積が十分でない地域等への働きかけ

これまで平場の水田地帯や転作や作業受委託等を通じて集团的な取組みが

あったところは、実績につながったものの、本県農地集積は、全体で3割台に留まっており、中山間地域等の条件不利地や、畑地や樹園地等の担い手の不足する地域にはまだ「未集積農地」が多い。

また、平場でも個人相対等正規に貸借されていない農地等が相当あるものと思われる。今後、これらの未集積農地に対するアプローチを強化し機構事業の活用を高めていく必要がある。

- (1) 中山間地域については、条件不利な実情を考慮して今年度から協力金の交付基準の緩和がされるので地域ぐるみの話し合いを通じて有効活用されるよう働きかける。また、地域まるっと中間管理方式は、担い手の不足する地域で法人化に取り組む地域には有効である。関心ある地域には、地域関係者と一緒になってその取組みを支援する。
- (2) 畑地や果樹地帯も集積率が低い、産地協議会でのモデル的な取組み等を通じて担い手への集積に努める。
- (3) 未集積面積の中には、個人相対や作業委託等がされている農地が多い。地域での話し合いを通じ集積協力金も活用し機構事業の活用を促す。

6. 集積を促進するためのその他活動

(1) 広報・周知活動の継続的な実施

改正された制度内容を含めて事業内容の周知・広報活動を積極的に行う。県や市町村、JA等の広報誌等を通じて周知がより徹底されるよう働きかけをする。また、優良事例の紹介を行う。リーフレット等の作成とともに、メディアを通じた広域の広報活動を実施する。

(2) 担い手との意思疎通、関係づくり

農地の貸借は、受け手と結びついて成り立つものであり、この事業への担い手の意思反映は大事である。引き続き担い手との協力関係を形成する。

7. 連携した事業推進体制の取組み

関係機関の密なる連携協力は不可欠である。県、機構、市町村、JA、農業委員会、土地改良区等、中心的な役割を果たしつつ円滑な連携を図る。

- (1) 農地集積・集約化県推進会議を通じて関係組織間で事業課題と取組み方を共有するため実質的な協議・調整を図る。また、同地域推進会議を通じて地域の特色に応じた効果的な活動となるよう管内関係機関と協議・調整を図る。
- (2) 意欲が見られる地区に対して、地域の関係機関と支援チームを組成し、地域での話し合いや検討活動を後方支援する。
- (3) 関係組織間での全体連携図を定め、役割分担を確認し進める。

(別紙参照)

以上